

「クレジットカードの不正使用から身を守るために」

平成 30 年 4 月 26 日

経済産業省

「クレジットカードの不正使用から身を守るために」という資料を、別添のとおり作成しました。

資料の目次は、以下の通りです。

- | |
|-------------------------|
| 1. 増える不正使用・・・p1 |
| 2. 犯人にねらわれないために・・・p2 |
| 3. クレジットカードのしくみと規制・・・p4 |
| 4. カードに関係する会社の変化・・・p8 |
| 5. 割賦販売法の改正・・・p10 |
| 6. まとめ・・・p12 |

担当：経済産業省 商務・サービスグループ 消費者政策研究官

(参考)

「クレジットカードの不正使用から身を守るために」が想定する読者

1. 高校生

「クレジットカードの不正使用から身を守るために」が想定する読者は、まず、高校生です。成年年齢の 18 才への引下げも検討される中、高校生はたいへん重要です。

本文を読み通してくれる生徒がある程度いることを願い、文体をわかりやすいものにするよう努めました。同時に、挿絵を見るだけでも、全体の概要を把握できるように作りました。これによって、読解力や集中力や関心が様々な生徒がいても、全員が参加する授業ができるよう心がけました。

高校の 45 分の授業で、挿絵を中心にすれば、全体を説明することも可能な長さになりました。

特に重視したのは、今後、新しい指導要領で新設される社会科の「公共」の授業を検討するために役立つことです。新指導要領の「法や規範の意義及び役割」、「多様な契約及び消費者の権利と責任」に具体的に触れ、「自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち」について、これなら身近で自分にもできると多くの生徒が実感できる教材となるようお願いつつ、「6. まとめ」を含めた内容を構成しました。

現行の指導要領の社会科では、「現代社会」や「政治・経済」で「個人や企業の経済活動における役割と責任」について学ぶとき、消費者保護について触れるための教材として使えます。

家庭科で消費者信用を扱うときは、「3. クレジットカードのしくみと規制」だけでも使えます。5 ページのクレジットカードのしくみだけを配布しても使えるように作りました。消費者庁「社会への扉」7 ページ「お金を支払う(カード払い)」の補足資料としても使えるように、5 ページの図の用語をできるだけ合わせました。一方、時間があれば、生徒が考えてワークシートに記入したり、隣の生徒と話し合ったりする、参加型授業にするために、脚注 5 で紹介した消費者教育資料「契約の問題から身を守るために」が参考になればと思います。

商業科では、新しい指導要領の「企業責任と法規」で、「消費者の保護」や「情報の保護」を学ぶための、具体的な教材として使えると思います。

2. 大学生

大学生も重要な読者です。

まず、新入生には、特に親元を離れて新生活を始める学生が多い大学などで、消費者教育に使えます。また、理工系や文学部などの学生が、教養課程で法律や政治、経済について学ぶ際に、具体的に理解しやすい素材だと思います。

大学の 90 分の授業なら、挿絵と本文に加え、学生の関心によっては脚注にも少し触れて、講義できると思います。

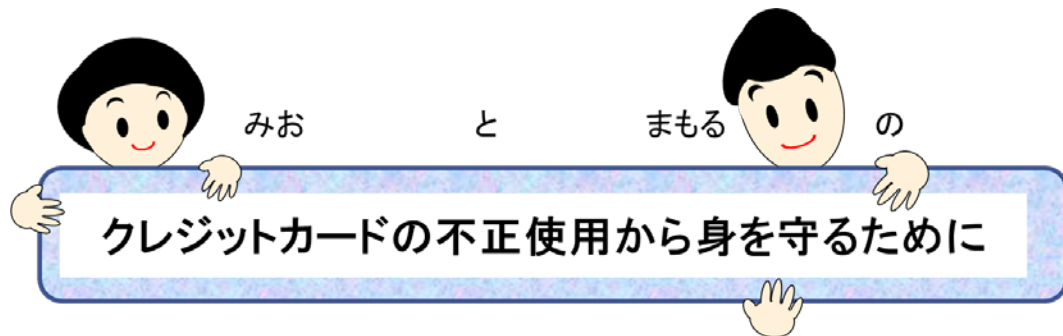
また、法学部や経済学部などの学生なら、脚注に掲載した資料を読んで、議論したり発表したりする授業に使えます。

3. その他

若者が多い職場など、新入社員研修で使われるといいと思います。特に「3. クレジットカードのしくみと規制」の過剰与信防止関係は、資金的な問題を防ぐために役立つのではないのでしょうか。

高齢者の参加が多い市民講座でも、挿絵の活字が大きくて読みやすいなど、受け入れられるのではないかと思います。

専門家にとっては、脚注が、資料集、リンク集として、参考になればと思います。



もくじ

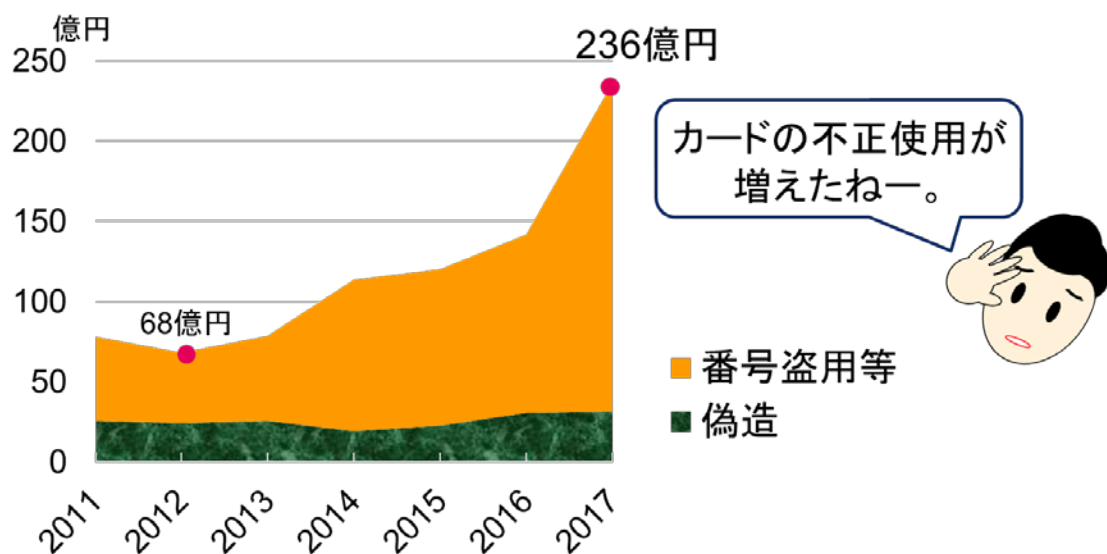
1. 増える不正使用・・・p1
2. 犯人にねらわれないために・・・p2
3. クレジットカードのしくみと規制・・・p4
4. カードに関係する会社の変化・・・p8
5. 割賦販売法の改正・・・p10
6. まとめ・・・p12

1. 増える不正使用

人のお金をぬすもうとする悪いやつらが、クレジットカードをねらっている。世の中には、他人のカードを使ってかせぐ、犯人たちがいるのだ。

そんな犯人に自分のカードを使われてしまうと、自分が買ったわけではないのに、カード会社から請求がくる。不正使用^{ふせいしやう}だ。

図1 クレジットカード不正使用の被害額



ここ数年、不正使用が増えている(図 1)。被害額は、2017 年(平成 29 年)には 236 億円になった。¹世界のどこかに、大金をまんまと手に入れた、悪いやつらがいる。

犯人の手口は、大きく分けて二つある。一つは、にせもののカードを作ることだ。カードの偽造である。もう一つは、コンピューターに侵入してカード番号をぬすみ、カードの持ち主になりすまして使うことだ。番号盗用である。

図 1 のグラフを見ると、最近、番号盗用等が大幅に増えた。カードの偽造も続いている。こんな犯人にねらわれないために、できることはあるだろうか。

2. 犯人にねらわれないために

(1) 金色の四角がついた「IC カード」

クレジットカードには、にせものを作りやすいカードと、作りにくいカードがある。にせものを作りやすいか、作りにくいか、どうやったら見分けられるのだろうか。

カギは、「金色の四角」にある。カードに金色の四角がついていたら、それは集積回路(IC)だ²。この中に、情報を暗号化して記録する。この記録には、技術が必要だ。だから、にせものを作りにくい。こんなカードは「IC カード」と呼ばれる。日本以外の多くの地域では、クレジットカードのほとんどが、IC カードになっている。



ところが日本には、まだ IC カードになっていないカードが、ずいぶん残っている。古いカードが情報を記録するのは、カードの裏にある数ミリ幅の帯だ。この帯に、情報を磁気^{じき}で記録する。こんなカードは、にせものを作りやすい。

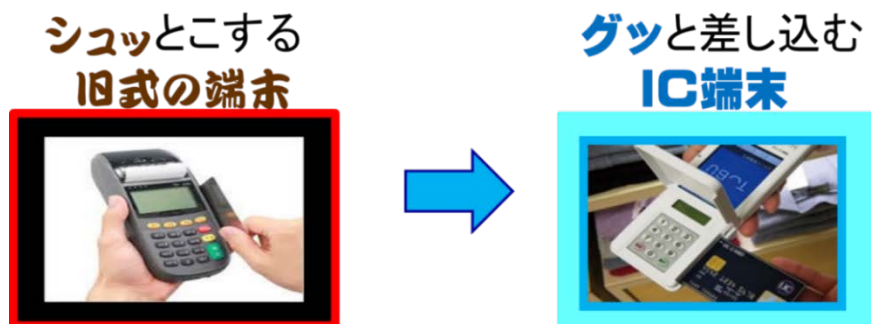
もしクレジットカードがあったら、金色の四角がついた IC カードか、確認しよう。IC カードを使う方が、安全だ。

¹一般社団法人日本クレジット協会「クレジットカード不正使用被害額の発生状況」。国内発行クレジットカードでの不正使用分で、カード会社が把握している金額を集計。

<https://www.j-credit.or.jp/download/news20180330b.pdf>

² IC は、集積回路を表す英語の Integrated Circuit の頭文字だ。

(2) シュッとこする旧式端末からグッと差し込む「IC 端末」に



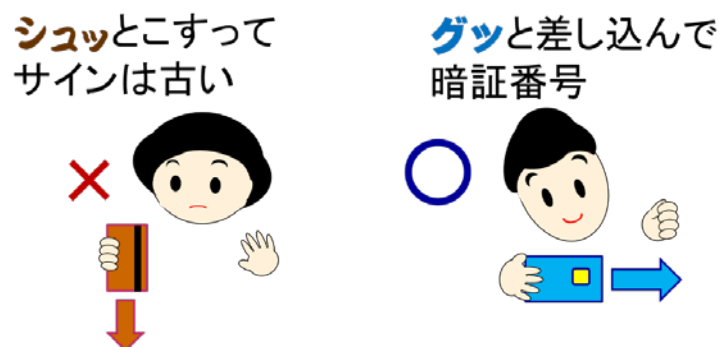
ところが、IC カードを使っても、まだ安心はできない。カードの情報を読む機械が古い技術を使っているもの、つまり旧式の端末だと、集積回路(IC)に暗号化して記録した情報は読めないからだ。

IC カードの裏にも、情報を磁気で記録する帯はついている。旧式の端末でも使えるようにするためだ。

旧式の端末は、たとえ IC カードでも、カードの裏の帯をシュッとこすって、磁気で記録された情報を読む。カードを使っているのが本当の持ち主だと確認する「本人確認」は、サインだ。こんな旧式の端末を使っているところから、カード番号などがぬすまれた。³

集積回路(IC)に暗号化して記録した情報を読み取る端末は、「アイシーたんまつ IC 端末」という。IC 端末は、カードをグッと差し込んで使う。本人確認が必要な場合は「あんしょうばんごう 暗証番号を」と言われて、四けたの番号を入力する。

カードで支払うなら、なるべく IC 端末を使いたい。



暗証番号は、誕生日など、わかりやすい番号を使ってはいけない。わかりやすいと、カードを不正利用する犯人が、想像して当ててしまうからだ。暗証番号を思い出せなかったら、カード会社に問い合わせると教えてくれる。

³ 「割賦販売法について」2017 年 12 月 経済産業省 消費経済審議会資料 p2
「我が国の『セキュリティホール化』の懸念」

http://www.meti.go.jp/committee/syouthikeizai/pdf/004_02_03.pdf

(3) ネット取引はパスワードも

でも、IC 端末で支払えるのは、実物のカードを使うときだけだ。ネット通販やオンラインゲームなど、カードの情報だけをやりとりして支払うときは、どうしたらいいだろうか。

カード会社に登録したパスワードを利用する方法がある。ネットで支払うとき、画面が通販などのサイトからカード会社のサイトにとんで、そこに、カード番号やパスワードなどのカード情報を入力する。カード情報を知らせる相手はカード会社なので、支払いを受ける通販などの会社は、どんな情報が入力されたかわからない。だから、犯人が通販などの会社のコンピューターに侵入しても、そこにカード情報はない。なければ、ぬすまれない。

ネット通販は、カード番号だけでなくパスワードも



配達先がこれまでと違うなど、過去の取引内容との違い方から不正使用を見つけるところもある。カードを利用したことを確認するメールも、不正使用を見つけるのに役立つ。

このほかにも、いろんな方法がある。ネットで支払うなら、情報をぬすまれない対策や、不正を見つける対策を、しっかりやる場所を選びたい。カード番号と有効期限を入力したらすぐ支払えるサイトは、犯人が自分の姿をかくしたまま、カード情報をぬすんだり、他人のカードを持ち主になりすまして使ったりする、犯罪現場になりやすい。



カード番号と有効期限を入力したら
すぐ支払えるサイトは、あぶないから使いたくない。

3. クレジットカードのしくみと規制

でも、IC 端末を使っている店や、不正防止対策をしっかりやるサイトがもっと増えないと、選ぶのがたいへんだ。ちゃんとしているところもあるけれど、みんながやってほしい。どうしたら、みんながやるようになるだろうか。

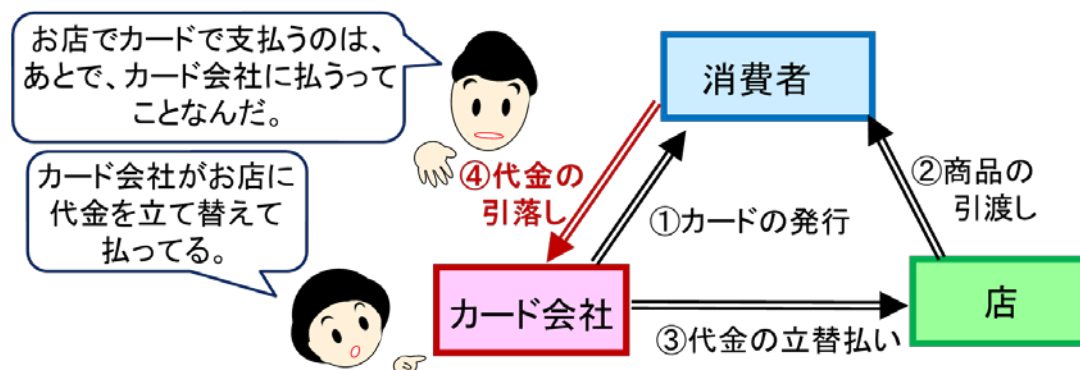
みんながやるために役立つのが、法律で規制することだ。クレジットカードには、どんな法律の規制があるのだろうか。

(1) クレジットカードのしくみ

法律の規制を知るために、クレジットカードのしくみを見てみよう。

クレジットカードを使った古典的な支払いには、消費者と、クレジットカード会社と、店が登場する(図 2)。店は、カード会社と加盟店契約を結ぶと加盟店になって、カードで支払いを受けられる。建物で商品を売る店だけでなく、レストランやネット通販やオンラインゲームなども、カードで支払うところは、この図の店に含まれる。ここでは、IC 端末がある店で、IC カードで支払って商品を買う例を見てみよう。

図2 クレジットカードのしくみ



消費者がクレジットカード会社にカードを申し込んで、審査を通ると、カード会社からカードが届く。「①カードの発行」だ。

消費者が店で買う商品を選ぶと、店員が消費者からカードを受け取って、端末に差し込む。消費者が暗証番号を入力すると、店員が商品を渡す。「②商品の引渡し」だ。

すると、カード会社から店に、「③代金の立替払い」が行われる。

それから、消費者にカードの利用明細が届く。代金の請求だ。支払日には、代金が消費者の預金口座から引き落とされて、カード会社の口座に入る。「④代金の引落とし」による、**消費者からカード会社への支払い**だ。

カードで買うということは、あとでカード会社に代金を支払うということだ。カード会社が代金を立て替えているとき、消費者はカード会社に代金を支払う義務を負っている。支払日に、預金口座にあるお金が足りないと、代金の引き落としができず、支払いが遅れる。支払いが遅れたとき払うことになる遅延損害金などは、カードを申し込むときに同意を求められる会員規約に書いてある。⁴

支払いかたのうち、毎月、カードを使った金額全部が預金口座から引き落とされる方法を、「一括払い」という。一括払いなら、消費者は手数料を払わなくていい。

一括払いなら、手数料がいらぬい。

カードで買った金額を預金口座から少しずつ引き落とし、全額払い終わるまで引き落としが続く「リボ払い」もある。リボ払いには、手数料がかかる。手数料も合わせていくら払うのか、いつまで払い続けることになるのか、自分の収入で払えるのか、買う前に考えないといけない。

⁴主要なカードの会員規約は、カード会社のサイトに掲載されている。会員規約には、リボ払いの手数料も書いてある。リボ払いの支払いを毎月一定にしても、残高が増えると引落としが自動的に増える契約もある。「リボ払い専用」のカードもある。一括払いとリボ払いのほかに、ボーナス払いや分割払いもある。支払いが遅れていくと、代金の残額を全部すぐに払うことになる(期限の利益の喪失)。これらも、会員規約に書いてある。

リボ払いで買物を続け、払えなくなった人もいます。⁵リボ払いの支払いがある人に、手数料より金利が安いからと、借り換えをすすめる金融業者もある。あちこちに支払う義務を負い、支払いが多すぎて、たいへんなことになる人もいます。⁶



リボ払いで買いたいなって思ったときは、
あとでほんとに払えるか、計算しとかないと、
支払いが多すぎて、たいへんなことになるかも。

(2) クレジットの規制

クレジットカードは、^{かつ ぶはんばいほう}割賦 販売法 という法律で規制されている。日本でクレジットカードを発行する会社は、この法律に基づいて、国に登録し、規制を受ける。

この中に、支払いが多くなりすぎて困るのを防ぐための規制がある。⁷

カード会社は、カードの持ち主が払えそうな金額の枠内でしか、カードを発行してはいけない。そのために、カードを申し込んだ人が支払えそうな金額、つまり ^{しはらい かのう}支払 可能 見込額 ^{みこみがく}を、申込書に書かれた収入などで、調査することになっている。⁸

⁵ リボ払いの手数料計算などについて、高校の授業に使った消費者教育資料に、「契約の問題から身を守るために」経済産業省 消費者政策研究官 2017 年 がある。

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/consumer/consumer/pdf/1708jyugyo-houkoku.pdf>

⁶ 「多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」の資料が、首相官邸のサイトに掲載されている。 <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/saimu/kondankai.html>

⁷ 2008 年の割賦販売法改正でできた、過剰与信防止の規制だ。

政府広報「消費者の安心・安全を守るクレジット契約の新ルール～改正割賦販売法～」が、この改正について解説している。(最終更新 2014 年 3 月)

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201007/6.html>

この改正についてのより詳しい資料に、

「割賦販売法について（後払い）」2010 年 5 月経産省取引信用課 がある。

カードの支払可能見込額調査は p50, p54、
信用情報機関への登録は p56。

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/consumer/credit/120215setsumeishiryo.pdf>

この改正に向けては、産業構造審議会 割賦販売分科会 基本問題小委員会で、2005 年から 2007 年にかけて審議された。

2007 年 4 月の審議会資料に、当時の自己破産件数や相談事例がある。

<http://www.meti.go.jp/committee/materials/g70510bj.html>

この改正は、特定商取引法の改正と同時に行われた。

2008 年の特定商取引法改正と割賦販売法改正を合わせて説明した資料に、

「『特定商取引に関する法律』及び『割賦販売法』の一部を改正する法律について」

2009 年 9 月 消費者庁 経済産業省 がある。過剰与信防止関係は p21。

<http://www.no-trouble.go.jp/pdf/20120401ra07.pdf>

⁸ 「平成 28 年度 消費者相談報告書」 経済産業省 p43 に、支払可能見込額調査についての説明がある。

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/consumer/h28syohisvasoudanhokokusyo.pdf>

支払いが多すぎて困ることにならないために、カード会社は、カードを申し込んだ人の収入などで、あとで支払えそうな金額を調査することになってる。



カード会社への支払いが遅れると、そのことが登録される。登録先は、割賦販売法に基づいて指定された信用情報機関だ。⁹

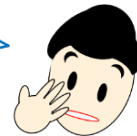
カードを使わずに、あとで払うことにする買い方もある。たとえば、スマホの分割払いだ。これは「個別クレジット」¹⁰で、クレジット会社が立替払いをする。代金は、通信料金といっしょに、預金口座から毎月引き落とされる。¹¹口座のお金が足りなくて通信料金の支払いが遅れると、分割払いの支払いも遅れて、登録される¹²。



カード会社やクレジット会社への支払いが遅れると、この人は支払いが遅れたって登録されるよ。

支払いが遅れたことが登録されると、新しいカードを作ったり、自動車ローンを借りたりすることが、むずかしくなる。自分が登録された情報について知りたければ、信用情報機関に連絡すると、教えてくれる。¹³

登録されると、新しいカードを作ったり、自動車ローンを借りたりしにくくなるんだ。

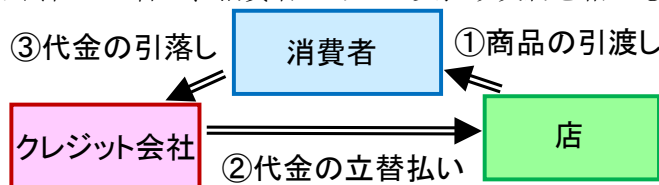


⁹ 割賦販売法に基づいて、シーアイシー CIC という信用情報機関が指定されている。

<https://www.cic.co.jp/>

2018年2月、CICに登録されていた人のうち、リボ払いなどクレジットカードによるショッピングの支払いが遅れた人は104万人、クレジットカードのキャッシングを含めた貸金関係の借り入れの支払いが遅れた人は412万人いた。(CICの「割賦販売統計データ」と「貸金統計データ」の「異動情報」)

¹⁰ 個別クレジットとは、カードを使わず、個別の商品などを買うときに、その代金をクレジット会社が立替え、消費者があとで支払う契約を結ぶものだ。



¹¹ 「契約の問題から身を守るために」(脚注5)は、スマホの分割払いにも触れている。

¹² スマホの分割払いなど、個別クレジットの支払いが遅れてCICに登録されていた人は、2018年2月に251万人いた。2011年2月は142万人だったので、7年で109万人増えた。(CICの「割賦販売統計データ」の「異動情報」)

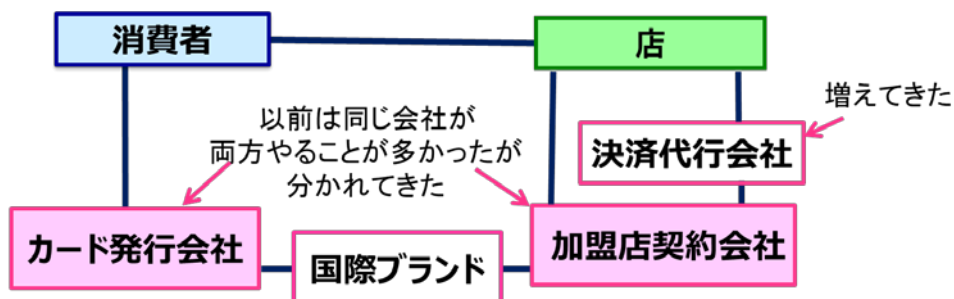
¹³ 手数料が必要。手続きは、CICのサイト「情報開示とは(自分の信用情報を確認)」。

<https://www.cic.co.jp/mydata/index.html>

4. カードに関係する会社の変化

最近、クレジットカードに関係する会社が、変わってきた(図 3)。¹⁴

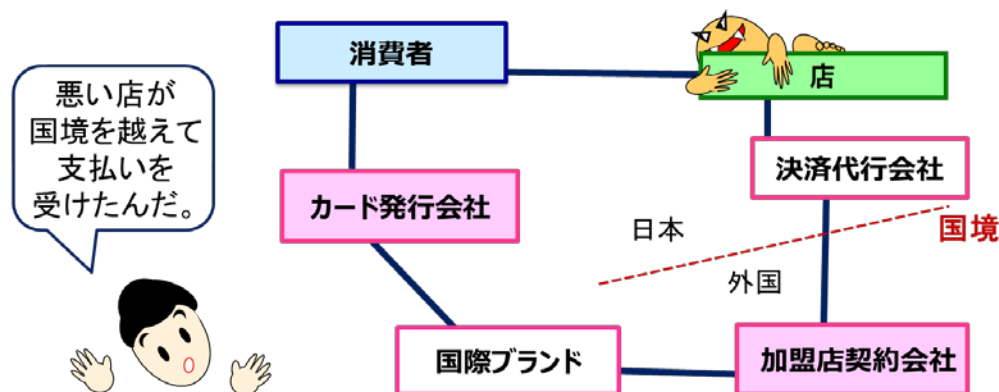
図 3 最近のカード関係の会社



クレジットカード会社には、二つの面がある。カードを発行する「カード発行会社」と、加盟店契約をする「加盟店契約会社^{かめいてんけいやくがいしや}」だ。この二つは、以前は同じ会社が両方やるが多かった。でも、今は別のカード会社のことが多い。この二つの会社を、「国際ブランド」^{けっさいだいらうがいしや}¹⁵がつなぐ。「決済代行会社」も増えてきた。自分でカード会社と加盟店契約を結ぶのがたいへんだと思う店は、決済代行会社と契約すると、カードで支払いを受けられる。

ただ、問題もあった。たとえば、消費者が知らないうちに、支払いが国境を越えていた(図 4)。

図 4 国境を超えた支払い



¹⁴ 産業構造審議会 商務流通情報分科会 割賦販売小委員会報告書「～クレジットカード取引システムの健全な発展を通じた消費者利益の向上に向けて～」2015年7月

P4以降に、加盟店契約会社や決済代行会社を含む構造変化についての説明がある。

カード発行会社はイシューア、加盟店契約会社はアクワイアラーとも呼ばれる。

http://www.meti.go.jp/committee/sankoushin/shojo/kappuhanbai/pdf/report_02_01.pdf

¹⁵ 2016年4月、経済産業省が悪質加盟店による消費者被害防止のため意見交換した会議に参加した「国際ブランド」は、アメリカン・エクスプレス・インターナショナル、Inc.、ダイナースクラブ・インターナショナル、株式会社ジェーシービー、マスターカード、銀聯国際日本支社、ビザ・ワールドワイド・ジャパン株式会社。

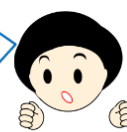
<http://www.meti.go.jp/press/2016/04/20160413001/20160413001.html>

消費者は、日本の店にカードで支払った。ところが、この店が、うそをついて消費者をだます、悪い店だった。そんな悪事がばれて日本の加盟店契約会社が契約してくれなくなった店が、外国の加盟店契約会社と契約している決済代行会社を使ったのだ。

この店は、外国の加盟店契約会社から決済代行会社を経由して、代金を立替払いしてもらえる。そしてその後、国際ブランドを経由して、日本のカード発行会社から消費者に支払いの請求が届き、代金が口座から引き落とされる。

ここで消費者が問題に気付いて払い戻しを求めると、対応は複雑だ。払い戻しを受けられないかもしれない。また、カード発行会社が自分の負担で消費者に払い戻しても、手間がかかるので国際ブランドを経由して加盟店契約会社に払い戻しを求めないかもしれない。そうすると、加盟店契約会社は、店が悪いことをしているのを知らずに、契約を続ける。その結果、また別の人たちが次々に、被害にあい続けてしまう。¹⁶

悪い店の情報が
伝わらないと、
被害が続いてしまう...



割賦販売法によって、日本でクレジットカードを発行する会社は、国に登録して、規制を受けてきた。でも、加盟店契約会社や決済代行会社は、カードを発行するわけではないから、登録しなくてよく、規制も受けなかった。

5. 割賦販売法の改正

そこで、割賦販売法が改正された。2014年(平成26年)から、どんな改正をしたらいいか、審議会で話し合われた。¹⁷2016年(平成28年)の10月には法案が閣議決定され、国会で審議されて¹⁸、12月に可決された。¹⁹

¹⁶ 産業構造審議会 商務流通情報分科会 割賦販売小委員会報告書「～クレジットカード取引システムの健全な発展を通じた消費者利益の向上に向けて～」2015年7月 p6、別紙2 http://www.meti.go.jp/committee/sankoushin/shojo/kappuhanbai/pdf/report_02_01.pdf

2016年4月、国際ブランドと経済産業省の連携で、悪質加盟店と契約している海外の加盟店契約会社を通じた是正指導等の必要な対応を行うことについて合意された。産業構造審議会商務流通情報分科会 割賦販売小委員会報告書「～クレジットカード取引システムの健全な発展を通じた消費者利益の向上に向けて～」＜追補版＞2016年6月 p6 http://www.meti.go.jp/committee/sankoushin/shojo/kappuhanbai/pdf/report_03_01.pdf

¹⁷ 産業構造審議会 商務流通情報分科会 割賦販売小委員会。議事録や資料が、経済産業省のサイトに掲載されている。 http://www.meti.go.jp/committee/gizi_1/32.html

¹⁸ 国会審議の議事録は、「国会会議録検索システム」で検索できる。

2016年11月16日衆議院経済産業委員会の議事録は、以下。

<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugin/192/0098/19211160098007.pdf>

2016年12月1日参議院経済産業委員会の議事録は、以下。

<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/192/0063/19212010063006.pdf>

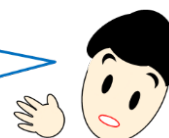
¹⁹ 経済産業省のサイト「割賦販売法令関係資料」に、法律の条文や説明資料がある。

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/consumer/credit/112kappuhanbaihoukankeishiryou.html>

改正された法律によって、加盟店には、カード番号等を適切に管理し不正使用を防ぐ義務ができる。カード情報を、ぬすまれないように、悪用されないようにしないといけない。消費者をだましてカードで支払わせる店は、カード番号等を適切に管理しているとはいえない。²⁰

また、加盟店契約会社や、決済代行会社の一部には、国に登録する制度ができる。加盟店でカード番号等の適切な管理などがちゃんとできているか、調査する義務もできる。そして、ちゃんとやっていないことがわかったら指導するとか、全然やる気がないなら加盟店契約を結ばないとか、しないといけない。²¹

割賦販売法が改正されて、カード会社は、
加盟店を調査して、必要なら指導することになる。



電話で勧誘されて、おそろしくたくさんの量を個別クレジットで買わされたとき、取り消すための改正もある。これまでも、訪問販売では、過量販売の契約を取り消すことができた。これが、電話勧誘販売でもできるようになる。²²



訪問販売で、ものすごい量を買わされたときは、
これまでも、取消できたんだって。
これが、電話勧誘販売でもできる。

²⁰産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会報告書「～クレジットカード取引及び前払式特定取引の健全な発展を通じた消費者利益の向上に向けて～」2017年5月 p7-8 に、関連する説明がある。

http://www.meti.go.jp/report/whitepaper/data/pdf/20170510001_1.pdf

²¹ 「割賦販売法の一部を改正する法律について」2017年1月

商務流通保安グループ 商取引監督課 p5-8

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/consumer/credit/kappuhannbaihounoichibuwokaiseisuruhouritsu.pdf>

²² 「割賦販売法の一部を改正する法律について」(脚注 21) p13。

電話勧誘販売によって、通常必要とされる分量を著しく超える商品等を個別クレジットで買わされてしまったとき、その過量販売の購入契約を取り消せるとともに、個別クレジット契約も取り消せることになる。

個別クレジット契約の取り消しが、割賦販売法の改正によって可能。購入契約の取り消しは、特定商取引法の改正によって可能になった。

特定商取引法については、「特定商取引法ガイド」消費者庁 参照。

<http://www.no-trouble.go.jp/>

消費者庁のサイト「平成 28 年特定商取引法の改正」には、改正の概要などの資料がある。特定商取引法の逐条解説もある。

http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_transaction/amendment/2016/

それから、カードを利用したとき、紙でなくメールで知らせてもいいことになる。これまでレシートと一緒に紙を渡してきたけれど、最近はメールも便利に使われるようになったからだ。ただし、メールを使わない人が困らないように、買った人が紙でほしいと言えば、紙で渡さないといけない。²³

カードを使った内容は、紙かメールで知らせてもらうんだ。



国会では、^{ふたいけつぎ}付帯決議も作られた。²⁴付帯決議にはいくつもの項目があるが、最初の項目は、衆議院、参議院とも、悪質加盟店の問題を防ぐためのものだ。²⁵

こうして改正された法律を実施するために、政令や省令が作られた。改正された法律に実際に効力があることにする日、つまり施行日は、政令で、2018年(平成30年)6月1日になった。

法律が役に立つには、行政が適切に執行することがだいじだ。そこで、割賦販売法を執行するための審査の基準が改正された。たとえば、カード会社は加盟店を調査する体制がないと登録してもらえないが、この体制について、審査する基準ができた。²⁶

行政がカード会社を監督するための基本方針も、改正された。たとえば、カード会社は、加盟店の調査や指導の方法をきちんと決めて実行し、加盟店への苦情を関係部署で共有して、重要なものは経営陣に報告することが求められる。²⁷

カード不正使用の犯人にねらわれなかったための対策については、関係者が集まって、2016年(平成28年)から毎年、実行計画を作ってきた。たとえば、消費者が支払いをするとき、カード情報が直接カード会社に送られて店に残らないようにするか、国際的な基準に合った安全対策をとる。IC 端末にして、にせもののカードを使えないようにする。ネットの取引なら、パスワードで本人確認をしたり、配送先の情報で不正をみつけたりする。²⁸

²³ 「割賦販売法の一部を改正する法律について」(脚注 21) p11。

²⁴ 付帯決議は、法律改正を審議した国会が、「政府が法律を執行するに当たっての留意事項を示したもの」。参議院のサイト「委員会の活動(1) 法律案の審査」参照。

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/aramashi/keyword/katudo01.html>

²⁵ 付帯決議は、割賦販売法の改正を審議した国会の議事録(脚注 18)に掲載されている。

²⁶ 「割賦販売法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」経済産業省 2018 年 2 月改正 p21 「割賦販売法第 33 条の 2 第 1 項第 11 号・・・に定める体制整備に係る社内規則等の審査基準」

http://www.meti.go.jp/policy/economy/consumer/credit/pdf/180216_shinsakijun.pdf

²⁷ 「割賦販売法(後払分野)に基づく監督の基本方針」 2018 年 2 月
経済産業省 商務情報政策局 商取引監督課 p25

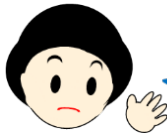
http://www.meti.go.jp/policy/economy/consumer/credit/pdf/180216_kihonhoushin.pdf

²⁸ 「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画-2018-」
2018 年 3 月 クレジット取引セキュリティ対策協議会 P10-、p24-、p36-

https://www.j-credit.or.jp/security/pdf/plan_2018.pdf

6. まとめ

カードの不正使用から身を守ろう。もし、カード会社から送られてくる利用明細に、自分が使った覚えがない金額があったら、不正使用かもしれない。カード会社に連絡して、カード会社も不正使用だと判断すれば、口座から引き落とされた分を、返してもらえる。

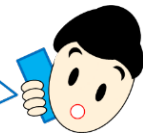


カードの**利用明細**を**チェック**しないと、不正使用の被害にあっても気づかないで、損しちゃうよね!

おかしいサイトや、しつこい勧誘で、だまされて支払うはめになったりしたら、ひとりで悩まないで相談しよう。188に電話すると、地域の消費生活センターにつながって、相談員のひとと話ができる。

経済産業省と、北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州の地方経済産業局と、沖縄総合事務局経済産業部にも、消費者相談室がある。割賦販売法や、ネット通販、電話勧誘販売などについて、電話で相談できる。²⁹

188にかけると消費生活センターにつながるよ。
経済産業省にも、消費者相談室がある。



消費者取引の問題は、いろいろある。仕事をもらえからと言われてお金を払ったのに、仕事の話はうそだったという人もいる。³⁰「マルチ商法」³¹で、困っている人もいる。³²被害を知ること、自分の身を守るのに役立つ。³³

²⁹ 経済産業省の消費者相談室は、

電話番号は 03-3501-4657、受付時間は 10 時から 16 時 30 分。

このほか、経済産業省のサイトに各地の消費者相談室の情報がある。

http://www.meti.go.jp/intro/consult/consult_01.html

³⁰ 「平成 28 年度 消費者相談報告書」 経済産業省

仕事をもらえと言われて支払う「業務提供誘因販売」の相談事例は p63 にある。

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/consumer/h28syohisyasoudanhokokusyo.pdf>

消費者庁のサイト「消費者被害防止に向けた注意喚起等」にも、在宅ワークのためと言われて支払った例がある。

http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/

³¹ マルチ商法については、国民生活センターのサイト「マルチ取引」に説明がある。

http://www.kokusen.go.jp/soudan_topics/data/multi.html

³² 「平成 28 年度 消費者相談報告書」(脚注 30) p55 に、マルチ商法(連鎖販売取引)の相談事例がある。

³³ 国民生活センターのサイトには、消費生活センターへの相談などの情報がある。たとえば、オンラインゲームなどを含むインターネット関係のトラブルは、以下。

<http://www.kokusen.go.jp/topics/internet.html>

都道府県や市町村のサイトにも、消費者関係の情報が掲載されている。

身を守るのは、自分や家族のためだけではない。私たちが消費したり貯蓄したりするお金を、技術を生み出し人材を育てる職場に届けるためでもある。それは、まじめに働く人たちを応援し、未来をになう若者がりっぱな社会人になるように働ける機会を広げて、世の中を豊かにする。

逆に、私たちのお金が悪いやつらのふところに入ると、お金のために悪いやつらの仲間になる人が増えていく。そんな人たちの中でくらすのは、いやだ。

まっとうな仕事をするカード会社や店の人たちといっしょに、カードの不正使用など消費者取引の問題から、みんなが身を守れるようにしたい。国も、都道府県や市町村も、そのために役立てたい。そして、他人のカードを使う犯人や、消費者をだます商売をしてきた人が、もうだめだと思って悪いことをやめるようにしたい。

みんなが、自分自身の良心を育て、人との信頼を築いて生きていく世の中にしたい。そのために、私たちのお金を使いたい。

私たちには、そんな世の中を作る力がある。

私たちには、そんな世の中を守る役目がある。



2018年(平成30年)4月 経済産業省³⁴

³⁴ 経済産業省のサイト

「消費者行政の推進」

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/consumer/index.html>

本資料の作成担当：経済産業省 商務・サービスグループ 消費者政策研究官

「消費者政策研究官の活動」

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/consumer/consumer/kenkyuukan.html>